

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成11年10月から12年9月までは59万円、同年10月から13年11月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から13年12月1日まで

私は、有限会社Aを経営していたが、平成13年12月1日に倒産した。標準報酬月額の変更の手続きをしていないにもかかわらず、11年10月から13年11月までの期間の標準報酬月額が実際の金額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成11年10月から12年9月までは59万円、同年10月から13年11月までは62万円と記録されていたところ、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった13年12月1日の後の同年12月4日付けで、11年10月1日に遡及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、有限会社Aの閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、有限会社Aに係る滞納処分票には、標準報酬月額^{せき}の遡及訂正処理が行われた平成13年12月4日の事蹟欄に、「12月1日付けで全喪届の提出あり、社長は行方不明となっており、連絡が取れない状況」と記載されていることが確認できる上、当時の経理事務担当者は、「社会保険事務所から呼出しを受けたが、代表取締役が行方不明となったため、やむを得ず一人で出向いた。社会保険事務所の担当者から、代表取締役及び私の標準報酬

月額を遡及して減額訂正するように求められ、役員でない私の分までどうして下げるのかと口論になったが、私の年金額に影響が無いとのことだったので、訂正処理の書類に押印した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 11 年 10 月から 12 年 9 月までは 59 万円に、同年 10 月から 13 年 11 月までは 62 万円に訂正することが必要である。

秋田国民年金 事案 802

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月

私は、平成3年4月末に会社を退職後、すぐにA市町村（現在は、B市町村）役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年4月末に会社を退職後、すぐにA市町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと思う。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は4年10月20日（実際の加入手続は、申立人の前後に手帳記号番号が払い出された者の資格取得日から同年12月頃と推認）に払い出され、3年5月1日に遡及して資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、「役場の窓口で加入手続をした際、納付書を使わず現金で納付し、検認印が押された手帳を受け取った記憶がある。」と述べているところ、B市町村では、「当時、旧A市町村では、納付書の発行業務を民間会社に委託していた。加入手続をしてから被保険者に納付書が届くまで一か月かかるため、加入手続と同時に窓口で保険料を納付することはできなかった。」と回答している上、申立期間当時は納付書方式であったことから、年金手帳に検認印を押す欄は無い。

さらに、申立人が上記の国民年金の加入手続を行った時点（平成4年12月頃）において、申立期間の国民年金保険料については過年度納付することが可能であったところ、申立人は、「保険料を過年度納付したことはない。」と述べている。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に

ついて、「自分で加入手続及び保険料の納付を行った。」と述べているものの、保険料を納付した時期や金額等に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1104 (事案 102 及び 896 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
③ 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
④ 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
⑤ 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

A事業所で勤務した昭和 17 年から 18 年 12 月 30 日までの期間、22 年 3 月 1 日から 34 年 5 月 1 日までの期間及び 35 年 4 月から 40 年 6 月までの期間について、当初申立てをしたが、訂正が必要でないとの回答であった。

また、A事業所の職員として勤務していた者が、私がB作業員として給与から厚生年金保険料が控除されていたことを証明する旨の「保証書」及び「証明書」を提出し、昭和 30 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間、31 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間、32 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間、33 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間、35 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間及び 36 年 1 月 6 日から 40 年 6 月 30 日までの期間について、再申立てをしたが、訂正が必要でないとの回答であった。

今回、新たに、A事業所のC現場に勤務した当時の同僚から、同現場に雇用された時からB作業員となり、厚生年金保険の加入記録があることを聞いた。私は昭和 17 年から働いているのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、再度調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は当初、昭和 17 年から 18 年 12 月 30 日までの期間、22 年 3 月 1 日から 34 年 5 月 1 日までの期間及び 35 年

4月から40年6月までの期間について、A事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、i) A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは30年1月1日であること、ii) 申立人が同僚と記憶する3人について、うち二人は35年から39年までの厚生年金保険の加入記録が無く、一人はA事業所における厚生年金保険の加入記録が全く無いことなどを判断の理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月10日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、当時においてA事業所の職員であった者が記載した「申立人は、昭和30年から厚生年金保険料を控除されている」とする内容の「保証書」及び「証明書」を添付し、申立期間について、30年4月1日から同年12月31日までの期間、31年4月1日から同年12月31日までの期間、32年4月1日から同年12月31日までの期間、33年4月1日から同年12月31日までの期間、35年4月1日から同年12月31日までの期間及び36年1月6日から40年6月30日までの期間に変更して再申立てを行ったが、提出された「保証書」及び「証明書」の内容を証明した者に確認したところ、証明内容と証言とに齟齬がみられることなどを判断の理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再々申立てに当たり、「新たに一緒に働いた同僚3人に聞いたところ、A事業所のC現場に勤務した時からB作業員となり、厚生年金保険に加入しているとのことであった。私は昭和17年から働いているのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。」として、申立期間を前回の再申立期間のうち、30年4月1日から同年12月31日までの期間、31年4月1日から同年12月31日までの期間、32年4月1日から同年12月31日までの期間、33年4月1日から同年12月31日までの期間及び35年4月1日から同年12月31日までの期間に変更して、再々申立てを行っている。

しかしながら、i) これらの同僚のうち聴取できた一人は、「私は、昭和30年からC現場に勤務した。」と述べているところ、厚生年金保険の加入記録は32年、33年及び34年は確認できるが、申立期間①、②及び⑤については確認できない、ii) 別の同僚について、申立人は、「この同僚は33年からC現場に勤務し厚生年金保険に加入した。」と主張しているところ、人事記録から、当該同僚は33年及び34年は同現場には勤務しておらず、35年に同現場に勤務しB作業員となっていることが確認できるが、35年において厚生年金保険の加入記録は確認できない、iii) もう一人の同僚について、申立人は、「34年からB作業員としてC現場に勤務し厚生年金保険に加入している。」と主張しているところ、当該同僚は、34年は厚生年金保険に加入しているが、人事記録からD作業員であることが確認でき、翌年の35年はB作業員になっているものの、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立期間①から④までの期間について、C現場に勤務し厚生年金保険に加入していることが確認できる者は、人事記録及び同僚の証言から職種がE職であったことが推認されるどころ、申立人は、「当初、C現場において仕事を行っていたが、昭和34年の途中からE職となった。」と述べており、申立人は、E職になった同年に厚生年金保険に加入したことがうかがえる。

さらに、申立期間⑤については、申立人が氏名を挙げた同僚、及び人事記録からC現場に勤務していたことが確認できる者の全てに厚生年金保険の加入記録が確認できない上、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得者をも、昭和34年度は371人であるのに対し、申立期間⑤の35年度は資格取得者が無く、申立期間⑤当時は、厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

これらのことから、C現場に勤務した同僚は、申立人が主張するように、同現場に勤務した時からB作業員となり厚生年金保険に加入していたとは言い難い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 13 日から 42 年 12 月 31 日まで
② 昭和 43 年 1 月 5 日から 49 年 1 月 16 日まで

申立期間①について、株式会社Aに入社した時の初任給は3万円であった。申立期間②について、B事業所を退社する頃の給与は12万円ぐらいであったと記憶している。

申立期間①及び②とも、ねんきん特別便に記載されている厚生年金保険の標準報酬月額よりも高い給与をもらっていたと記憶しており、標準報酬月額に誤りがあると思うので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「年金記録では、株式会社Aにおける資格取得時の標準報酬月額は2万円となっているが、初任給は3万円であったので、標準報酬月額はもっと高かったはずである。」と主張している。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人と同日（昭和41年3月13日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得した男性従業員18人全員の標準報酬月額は、申立人と同額の2万円であることが確認できる上、当該18人のうちの1人は、「初任給は1万8,000円ぐらいであった。自身の標準報酬月額の記録については疑問が無い。」と述べている。

また、申立人の株式会社Aの資格喪失時の標準報酬月額は2万6,000円と記録されているところ、上記の18人のうち、申立人が資格を喪失する時点まで在籍していた10人の標準報酬月額をみると、全員が申立人と同額の2万6,000円であることが確認でき、申立人の標準報酬月額の記録のみが低額であるという事情は見当たらず、不自然さはいかたがえない。

さらに、株式会社Aの事業を引き継いでいる株式会社Cでは、「当時の給与台帳等の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B事業所に採用され、D株式会社に勤務しており、年金記録では、退社時の標準報酬月額が6万8,000円とされているが、退社時の給与は12万円ぐらいであったので、勤務していた期間の標準報酬月額はもっと高かったはずである。」と主張している。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和43年1月5日から44年6月16日までの期間については株式会社Eにおいて、同年6月16日から47年6月1日までの期間についてはF株式会社（株式会社Eを合併）において、同年6月1日から49年1月16日までの期間についてはG株式会社（F株式会社を合併）において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

株式会社Eにおける申立人の標準報酬月額は、資格取得時が2万2,000円、43年7月1日の随時改定で3万円、同年10月1日の定時決定で3万3,000円と記録されているところ、申立人とほぼ同時期に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同年代の者5人の標準報酬月額をみると、そのうち3人の資格取得時の標準報酬月額は申立人と同額の2万2,000円、残りの二人が3万円となっており、当該5人のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなるまで在籍していた3人の標準報酬月額は、全員が資格喪失時において申立人と同額の3万3,000円となっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の記録のみが低額であるという事情は見当たらず、不自然さはいかたがえない。

また、企業年金連合会が保管する記録から、申立人は、昭和44年6月1日から49年1月16日までの期間において、H厚生年金基金に加入していることが確認できるところ、同基金記録から確認できる申立人の標準報酬月額は、全てオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、G株式会社の当時の代表取締役は、「当時の賃金台帳等の資料は残っていない。」と述べており、申立人の申立期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない上、株式会社E、F株式会社及びG株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 1 日から 14 年 2 月 28 日まで

私は、有限会社Aを経営していたが、申立期間の標準報酬月額が相違している。当時の賃金台帳などからも相違していることは明らかであるので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初、38 万円と記録されていたところ、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 14 年 2 月 28 日）の後の同年 3 月 14 日付けで、申立期間について、遡って 9 万 8,000 円とする減額処理が行われていることが確認できる。

一方、有限会社Aの商業登記簿及びオンライン記録から、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、滞納処分票によると、有限会社Aは当該遡及訂正処理が行われた当時、保険料を滞納しており、申立人及び当時において同社の取締役であったその妻が、社会保険事務所（当時）と滞納保険料の納付方法について協議していることが確認できる上、同処分票の平成 14 年 3 月 14 日の事蹟欄には、滞納保険料を分割納付する旨の納付誓約書を提出するとの記載が確認できるところ、この納付誓約書に記載されている金額（120 万円）は、申立人及びその妻の標準報酬月額の遡及減額訂正により調整された後の滞納保険料額とほぼ一致しており、代表取締役社長の記名及び押印が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」を所持している上、申立人は、「本当は、平成 13 年 2 月から 2、3 か月分の報酬を下げる届出のはずであったが、その後、元に戻す届

出をしなかった。」と供述しており、申立人は、有限会社Aの代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額に減額に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、有限会社Aの代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 16 日から同年 3 月 1 日まで

昭和 50 年 1 月 16 日から同年 2 月 28 日までは、採用を前提とした臨時職員としてA校に入校した。同期採用は5人いたが、1週間の講習の後、同年 1 月 22 日から現場に配属された。

B事業所に正職員として採用になった昭和 50 年 3 月 1 日からのC共済組合の記録はあるが、それ以前の記録が見当たらないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「同期採用5人とともに臨時職員としてA校に入校し、1週間の講習の後にそれぞれ現場に配属された。私はD事業所に配属され、正職員として採用となった昭和 50 年 3 月 1 日からC共済組合の加入記録がある。」と主張している。

しかしながら、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのは女性一人のみであり、申立人が同期採用であったと記憶する5人については、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、E事業所では、「申立人に係る人事履歴書を確認したが、申立人が昭和 50 年 3 月 1 日付けで準職員に発令された記録以外の記録は無い。」と回答しており、申立人が申立期間において臨時職員であったことは確認できない。

さらに、「臨時職員等社会保険事務処理規程」によると、厚生年金保険被保険者に該当する臨時職員は「2か月以上の期間を定めて使用される場合」、「2か月以内の期間を定めて使用される者であって、所定の期間をこえて引

き続き使用された場合」と規定されており、申立人が昭和 50 年 3 月 1 日に C 共済組合員となっていることを踏まえると、申立期間は 2 か月に満たない期間であり、申立人が臨時職員であった場合でも、厚生年金保険の加入対象者とはならなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。